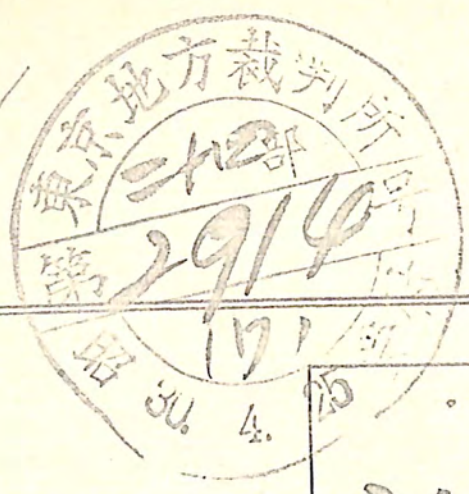


訴状



昭和 年 月 日
昭和 年 月 日
() 第 号

訴 状






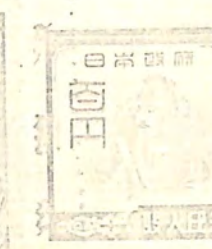
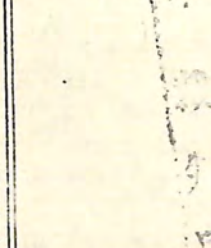
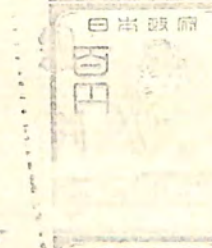
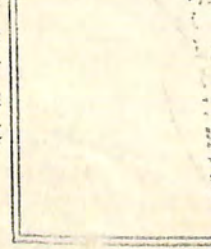
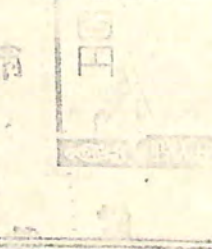
代理人

弁護士

岡本 出 一

印 紙	4500
郵 券	250
票 書	

一
一
一
一
一
一

欄紙印用貼		用貼額	額立申	審二	審一
		金	金	昭和	昭和
		千	七	年	年
		八	拾	(第	(第
		百	萬	号	号
		圓也	圓也	判決送達	判決送達
		納付郵券	備考	判決言渡	判決言渡
		金	金	昭和	昭和
		九	九	年	年
		百	百	月	月
		五	五	日	日
		拾	拾		
		圓也	圓也		

(大阪弁護士會選定)

訴 状

広島市中広町九四五番地

原 告 下 田 隆 一

同市皆実町二丁目二六二番地


原 告 多 田 マ 子

東京都新宿區若葉町二丁目六番地

原 告 浜 部 寿 次

右訴訟代理人

東京都千代田區

 注所氏名別紙の通
一丁目一番地

被 告 国

右代表者 法務大臣

花 村 四 郎

三才訂正

2

訴 状

啓 事

損害賠償請求事件

請求の趣旨

被告は原告下田隆一に対し金三十萬圓、原告多田マキに対し金二十萬圓、原告浜部寿次に対し金二十萬圓及本件訴状送達の日から各完済に至るまで年五分の利息を支払うべし。

訴訟費用は被告の負担とする。

との御判決並びに仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

西歴一九四五年（昭和二十年）八月六日午前八時十五分アメリカ合衆国大統領トルーマンの命に基き、テイベツ大佐によつて操縦せられた米陸軍空の要塞B29エノラ。ゲイは広島上空に潜入し、或る物質を投下した。

二右投下の結果、投下物質は空中に於て炸裂し、一条の強烈なる閃光と共に激甚なる爆風起り轟き渡る爆音に加はるに建物の倒壊音は天を揺がせ、市内は塵埃の雲に包まれて暗黒となり至るところ猛火に包まれた。

かくて爆心地を中心として半径四軒の圏内の人類は一瞬にしてみごもれる婦女も乳房を含む嬰兒も殺害せられ又は右爆発の加害影響力によつてむごたらしい身体の傷害を受けるか傷痕は少しもなくとも一瞬その放射線を浴びたものは原爆症によつて突如として危篤の症状に陥り死んで行くものが十年後の今日もな

おあとを絶たない。

三、又右広島に於ける炸裂の後三日を経た八月九日午前十一時二分
 スウエニール少佐により操縦せられた米陸軍空の要塞 B 29 グレイ
 ト。アールテイストは長崎上空に潜入し、或る物質を投下し、右
 物質は空中に於て炸裂し直径七十米の火球（青赤茶褐色を帯ぶ）
 を生じ、次の瞬間火球は急速度に拡大して地上を叩きつけ地上
 一切の物を放射性的なものに変えながら白煙となつた。その結果
 広島と同様の平和的人民に対する残酷極る暴殺被害を発生した
 のである。

四、右投下せられた物質は当時世界の人類により未だ一般に知られ
 なかつたものであるが、後に原子爆弾の名によつて世界の人類
 を恐怖の淵に陥れたもので広島に投下せられたものは「ウラン
 爆弾」と呼ばれ長崎に投下せられたものは更に幾重した「プルト
 ニウム爆弾」と呼ばれるものである。



五右原子爆弾は原子核の分裂及その連鎖反応によつてエネルギーが光、熱、放射、及爆圧となつて放出され之に依つてその量及び加害影響力は、熱線爆風及び放射線の作用によるものである。殊にX線、ベータ粒子、ガンマ線、中性子などを雨よりも繁く降らすものであり又其の加害影響力は爆心点を中心に四軒以上に及ぶから無差別殺傷が必然的である。

六今広島及び長崎の被害結果のうち死傷のみについて略述すれば別表の如くである。

然しながら原子爆弾投下後の惨状は数字等によく尽すところではない。

人は垂れたる皮膚を醜穢として屍の間を彷徨号泣し、焦熱地獄なる形容を超越して人類史上に於ける従来の想像を絶した惨状なる様相を呈したのであつた。

七前記原子爆弾の前述の如き加害影響方については、アメリカ合衆國に於て大規模の原子爆弾製造実験の結果大抵トルーマン其他右計画に關係せる者は勿論右投下飛行機の塔乗員等によつて熟知せられていたところであつてトルーマンは右爆弾投下後西歴一九四五年八月六日國際放送において右原子爆弾の加害影響力の恐るべきことを叙して投下後七十年間は被爆地域には人類を始め一切の生物が生存し得ないであらうと云々論調したのである。

八右広島長崎に對する原子爆弾の投下は第二項及第三項記載の如く半径四軒以内にては戦闘員たると非戦闘員たるとを問はず無差別に人類を殺傷するものであり且広島長崎は日本の戦力の核心地ではなかつたのであるから右投弾は戦力破砕の目的に出でたものではなくして日本官民の斗争心を喪失せしめるための威嚇手段であつたことは明かである。然るにかゝる目的の爲に

は、平和的人民を無差別に殺傷する以外他に方法があつたことは米國陸軍長官の任命したゼームス・フランク教授を委員長とする七人の科学者からなる委員会（原子力の社会的政治的意義に關する委員会）が反対勧告を行つたことによつて明かである即ち同委員会は此の原子爆弾の實驗を連合國全部の眼で砂漠又は原野上で行つた後日本に對して降伏の最後通牒を發し然る後若し連合國の同意が得られたなら原子爆弾が日本に投せられても止むを待ないが日本に對して原子爆弾をいち早く投下することは我々は反対であると力説し、この委員会報告の効果を補強するために原子爆弾計画に關与した六十四人の科学者によつて署名された同一趣意の請願書がトルーマン大統領に直接届けられたのである。併し乍らこのフランク委員会の勧告と警告は無視せられ原子爆弾は広島と長崎とに無警告で投下された。わが國に於いては當時も現在も原子爆弾を所有しないのである。

から米国の原子爆弾の投下は防衛目的でなく又報復目的でないことは言を俟たざるところである。

九以上の如くであるからこの原子爆弾の爆風熱線による破壊力と、より広域を放射線による人体に対する特殊加害力による残虐性とを認識すれば右原子爆弾の投下は人類に対する盡殺行爲であつて、之を敵国戦斗力の破壊を目的とする戦斗行爲とは認めることが出来ないことは文明国民の争い得ないところである。それ故に準拠法が日本法であると米國法であるとを問はず右原子爆弾の投下が国家行爲の原則の適用とか戦斗行爲の無責任の法理の適用範囲外に在ることは明白であつてあくまで平和的人民に対する残虐な盡殺に外をらないことは米國人民の良心も亦之を肯うであらう。

七、若し萬一右原子爆弾の投下が米國の行つた日本に対する戦斗行爲であると仮定してもそれに就いては、国家行爲による免責論



規定の適用はあり得ないものである。何となれば右原子爆弾の

使用は実定国際法（条約及慣習国際法）に違反するのみならず

特にその加害影響力の性質上免責され得ないものである。即ち

(a) 海牙条約陸戦条規第二十三条 特別ノ条約ヲ以テ定メタル

禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

イ、毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

中 略

ホ、不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使

用スルコト

後 略

右毒物の人体に対する影響力と原爆の人体に対する影響力は

個別的観点からその殺傷性において比較を絶するところであ

る。

又不必要な苦痛を与うることも極限的である。而も原爆の加

害影響力半径四料に及び右条規第二十七條の禁ずる無差別爆撃が不可避的であり、量的殘虐性が必至的であるから何人も目を蔽はしめられる結果が必然に生ずる。それ故その違法であることは右陸戰条規の勿論解釈によつて自明の理として肯定せられる。

なお、第二回海牙平和會議において採択された特殊彈丸（グムダム彈）使用禁止の宣言（一九〇七年）、ジュネーヴで採択された毒ガス等の禁止に関する議定書（一九二五年）の勿論解釈としても結論は前述と同様である。

(b)

海牙陸戰条規第二十五條によつて防守せざる都市の攻撃又は砲撃は禁せられている。こゝに防守地域というのは占領の企図に対して抵抗する地域を意味するものである。当時攻撃軍には広島占領の企図がなかつたのであるから防守地域ではなく従つてこれに対して攻撃又は砲撃は禁せられている。

(c)

海牙陸戰条規第二十六條によつて砲撃の事前通告を必要とせられ又第二十七條によつて軍事目標主義が掲げられている。然るに連合軍は原子爆弾完成の警告さへもなさず致十萬の平和的人民の殺害を少しも意に介するところなく広島。長崎に投弾したのであるから右条規に反することは明白である。戰鬥手段に關する關係條約が原子爆弾の出現によつてその適用ないし準用が全然無理な場合には、當該條約を原形の儘では用い得ないが、その場合にでも關係條約を含む条規全体の立法精神に則つて當該條項の適用ないし準用を判定すべきである。従つてかゝる見地からは前掲の諸條約は原子爆弾の出現によつて事情變更によつて無効とならないと解すべきである。

尚又原子爆弾が如何に残虐な毒敵手段であるかは、広島に崎の結果が証明している（而してこの結果を加害者は事前の突

験によつて熟知していた一且つその広域破壊力と人体に対する特殊加害影響力は人類の滅亡をさへ予測せしめるのであるから、人類及び人類社会の安全と発達とを志向希求する国際法と到底相容れないものであつて、仮りに前記実定国際法が適用せらるべきでないとしても、その使用は自然法乃至条理国際法の嚴禁するものであると解すべきである。

(a)

右の如く国際法に反することが明白であるだけではなくその加害影響力が人類の滅亡さへも予測せしめるものであるから国家行爲による免責の法理は適用の範圍外である。即ち国家行爲の原則にも適用の限界があることは一般の法理上疑を容れないところであつてこの免責規定を原爆投下について適用することは人類及び人類社会の安全と発達に有害であり著しく正義公平に反することが明かであるからである。

十一、又国際法の適用の問題を省く措いても、右に予言するは世界の人

類が嘗て知らなかつた特殊の原理に基く特殊の加害影響力を持つた超危険物であるから之が広島長崎に於て炸裂したことについてはそれを製作し且所持していた米國においてその炸裂の損害について無過失賠償責任を負うべきものであつて國際法の違反であるとするやでないかと又は炸裂について故意又は過失であつたかなかつたかは問はないものであつて平和的人民の生命財産に対する加害について米國が責任を負うべきことは極めて明白である。

十二右一旦發生した損害賠償の責任が対日平和条約の第一九条によ

つて失効したか否かについては二つの見解が存するであらう。

第一の見解は右第一九条には

(a) 日本國民は戦争から生じた又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合國及びその國民に対する日本國及びその國民のすべての請求権を放棄し、且つこの条約の効力

の發生の前に日本國領域におけるいづれかの連合國の軍隊又は当局の存在、作戦又は行動から生じたすべての請求權を放棄する

とあるから被害者個人の連合國及びその人民に対する權利も日本國によつて放棄せられたものであつて日本國憲法第九八條第二項の規定によつて日本國が締結した條約はこれを誠実に遵守することを必要とするせられ又右憲法第九八條第一項の最高法規の規定にも條約に優先する趣旨は存しない。却つて右第二項によつて條約は憲法に優先するから元來憲法上國家が個人の權利を放棄することが無効であつても一旦條約が締結された上は條約の効力によつてその放棄は有効となるものであると云うのである。

第二の見解は被害者個人の有する加害者である米國及米國人個人に対する損害賠償請求權については、日本國家が直ちに個人



格である日本国民の権利を放棄することはできないことは理論上明白であるのみならずこれを放棄することは日本国憲法第一条、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。との規定、第一三条、すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。との規定、第二九条、財産権はこれを侵してはならない。財産権の内容は公共の福祉に適合するよう法律でこれを定める。私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用ひることができる。との規定、第九七条、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつてこれらの権利は過去幾多の試練に堪へ現在及び将来の国民に

対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。との規定、第九八条第一項、この憲法は國の最高法規であつてその条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行爲の全部又は一部はその効力を有しないとの規定によつて無効であるべきは明白である。

それ故平和条約第一九条(a)項の規定は國の最高法規たる憲法に違反し無効であるから被害者の加害者に対する権利は今もなほ嚴存するといふのである。

この両説の基礎である条約優先説と憲法優先説の当否は文理解釈では困難であつて窮極的には新憲法の基調である國際協調主義と國民主權主義のいずれを重視するかに解釈の基盤を置かねばならぬとせられている。

十三、昭和二六年九月九日アメリカ合衆国を含む連合國と日本國との間に平和条約が締結せられ右条約の締結は日本側については吉

田首相以下日本全権団によつて接衝せられ、その締結をみたのである。而して右平和条約は昭和二七年四月二八日その効力を発生したのである。前項記載の条約優先説に従うときは前記対日平和条約第一九条(2)の規定によつて戦争から生じ又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に對する日本国及びその國民個人のすべての請求権は前記平和条約発生の日である昭和二七年四月二八日その効力を喪失するものである。つて日本國民の現実の請求権は全く雲散霧消し且つ何等の補償も得られない如きであるが右平和条約は國家間の条約であつて個人の權利が國によつて直ちに放棄せられる道理はあり得ない。唯この不合理なる結果を合理的に理解するには日本國憲法第二九条第三項の「私有財産は、正当なる補償の下にこれを公共のために用ひることができらる」との規定に意を用いて日本國が日本國民の權利を放棄したことは公共のために用い

たことと解し日本国としてはその國民に對し正当な補償を爲す義務を負担したものと解釈するの外はないのである。

この解釈によつて第一二項第一の見解と第二の見解との間に調和が発見せられると考ふる。

十四、仮りに右憲法第二九条第三項の規定の適用がないとするならば日本全権団の前記平和条約の締結は第一九条の(2)の規定によつて日本國民の有する請求権を侵害したものであり(第一二項第一の見解による)且つこの損害は首席全権吉田首相をはじめとする日本全権団の故意に基ずくものであるから既に賠償法第一條の規定によつて日本國は國民個人に對してその損害を賠償する義務が存するのである。

十五、又仮りに原爆被害者である日本國民個人の原爆加害國及び加害者個人に對する損害賠償請求権が平和条約第一九条の(1)に不拘存在するとするも(第一二項第二の見解による)第一條の結果

外形的既成事實の爲損害賠償請求權は實際上に於て裁判外及裁判上ともに行使實現し難き状態に陥つたのであるから右平和条約条項の規定は權利侵害たることに於て第二の見解を正当とする場合に於ても實質上同様である。

六十六、原告下田隆一は本件広島被爆当時四十七才であつて広島市中広町九四五番地に家族と共に居住し小工業を自営していた他、三男子であつたが、当日の被爆の爲長女レイ子（当時十六才）、三男清（当時十二才）、次女ユリ子（当時十才）、三女和江（当時七才）、四女利子（当時四才）は爆死し原告、妻ヒナ（当時四才）及四男克治（当時二才）は爆風、熱線及放射線による特外加害影響力によつて傷害を受け原告は現在右手上胸部にケロイドを残り技能障害あり又右腹部から左背部にわたつてもケロイドあり毎年春暖の節には化膿し又腎臓及肝臓障害があつて現在全く職業につくことができない。又妻ヒナは全身倦怠感、脱力感、

頭痛等に悩み、四男克治は潜在的原爆症の症状が時々あらはれる。その爲一家無収入で米國小ノルル在住の英姉からの毎月少額不定の送金又は送品の援助のみで辛じて生命を保っている。

原告多田マキは被爆当時広島市皆実町二丁目二六二番地に居住し広島電鉄株式会社社員であつた夫と共に健康に幸福な生活を営んでいたところ右被爆の爲その爆風、熱線及放射線による特殊加害影響力によつて顔、肩、胸、足にむごたらしい傷害を受け、ケロイドを残し今も身体に疼痛があつて日雇労働も就かず又夫は餘りの容貌の醜さを厭つて家を出たまま行方不明である爲生活扶助を受けてはかかない生存を保っている。

原告浜部寿次は本件長崎被爆当時五十四才であつて、長崎市坂山町一丁目一四番地に家族が居住し、原告は昭和十九年五月頃より三菱重工業株式会社本店に勤務のため、東京都港区（当時芝區）白金猿町五四番地に、一時家族と離れて居住していたが



右被爆の爲め、妻ハナ（当時四十八才）二女妙子（当時二十二才）三女法子（当時十九才）四女景子（当時十六才）五女経子（当時十四才）の家族全員爆死し、原告は唯一人東京都に残されるという人生最悪の悲惨な結果となつてしまつた。

十七、茲に原告下田は爆死した一男四女の死亡によつて蒙つた悲痛極まる精神的苦痛に対する慰藉料及自己の蒙つた傷害に基く財産的損害及精神的苦痛の慰藉料のうち金三十萬圓を請求するのである。

原告多田は傷害のため蒙つた財産的損害及名状し州き苦惱による慰藉料の合計額のうち金二十萬圓を請求する。

原告浜部は爆死した妻及び四子の死亡によつて蒙つた悲痛極まる精神的苦痛に対する慰藉料の中金二十萬圓を請求する。

右原告等の請求はそれぞれの加害国及加害者個人に対する請求權の喪失又は現実の侵害（第一五項）について先づ第一二項に

因る正当な補償として被告に対し請求をしこれが法律上不当であるならば第一四項の規定によつて損害の賠償を請求する趣旨である。

何卒人類の経験した最大の残虐行為によつて蒙つた原告等の損害に対し深くして高き法の探究と原爆の本質に対する御審理を得て請求の趣旨記載の如き御判決を賜らんことを待望致す次第であります。

証 拠

一、口頭辯論の際提出する

添 付 書 類

一、委 任 状



昭和三〇年四月廿五日

右訴訟代理人



13

岡本尚一



水田謙一



加藤隆久



森川金封



古野周藏





鈴木

透

芦田浩志

志

松井康浩

代

大野心

雄



東京地方裁判所

御中

送付書

品川澄

雄



新
本

新
本





訴訟代理人住所氏名の表示

大阪市東区備後町二ノ二野村ビル五階五号室

岡本尚一

廣島市國泰寺町一九二ノ二

水田謙一

東京都文京区真砂町三七

加藤隆久

会都千代田区麴町一ノ四竹之堂ビル

森川金吾

大阪市北区絹笠町一三

吉野園藏

大阪市東区備後町二百三十一野村三十五階五号室

鈴木透

東京都大田区仲浦田四丁目二六

芦田浩志

全都台東区西黒門町一四

松井康浩

全都千代田区麹町一、四竹之堂三



17

大野正男

大崎市東区備後町二ノ二野村七五階五八号室

品川澄雄

品川澄雄

大野正男

